

令和元年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年11月6日（水）
午前9時30分～午前11時8分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 20人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 2番 大橋 芳信 4番 山崎 巖
6番 福山 英則 7番 仲田 茂男
8番 北森 正誠 9番 菊 正士
10番 渡辺 正志 11番 金田 修一
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
20番 中井 義則 21番 奥野 健一
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 1番 大場 忠勝 3番 大浦 清貴 5番 若林 勉
5. 議 題 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第35号 非農地証明の交付について
6. 報告事項 報告事項第33号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第34号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第
1項第6号の規定による受理について
報告事項第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による
受理の取消しについて
報告事項第36号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による
公売参加買受適格証明書の交付について
7. 協議事項 (1) 農業委員の欠席に伴う補充について
(2) 月次総会等の農業委員欠席時の対応について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、1番大場委員、3番大浦委員、5番若林委員から欠席届があり、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。

今日は、議案4件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。2番大橋委員、4番山崎委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページまでです。

今回の申請件数は4件で、申請面積は7,010.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

4番について、欠席届を提出している委員でありますので、事

前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 4番は若林委員で、10月27日に譲受人と友崎推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会長 続きまして、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は3ページから9ページまでです。今回は、5条申請6件で、面積は合計25,488㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4ページの1番は駐車場敷地の拡張であります。業務拡大及び従業員の増員等により、駐車場の需要が依然高い状態にありました。また、29年には既存敷地内に新工場を建設し、駐車場を本社敷地外に確保しましたが、駐車場を可能な限り本社敷地付近に集約するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地または、半径500mの範囲の中に医療機関が存しており、接道する道路には上下水道管が敷設されている第3種農地となります。第2種農地につきまし

ては「代替可能性なし」、第3種農地につきましては「原則許可」案件となります。

2番は、資材置場を確保する計画であります。既存施設の機能の維持・拡充のため、既存の施設と一体的に利用するため今回申請されたものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可の基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

3番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い場所を選定したものであります。申請に満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

4番は、共同住宅を建設する計画であります。近所に大型ショッピングセンターの増床等により、付近の住宅の需要が依然高いことから今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5番は、共同住宅を建設する計画であります。近所に大型ショッピングセンターの増床等により、付近の住宅の需要が依然高いことから今回申請されたものであります。申請地は、特定土地改良事業実施区域内にある農地で第1農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

6番は、資材置場を設置する計画であります。独立し個人事業として開業しましたが、事業を実施するにあたり、資材置場を確保するとため、今回申請されたものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

なお、5条申請の4番、5番、6番については、欠席届を提出している委員の担当地区でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 4番は若林委員の担当であります。推進員、生産組合長及び譲受人で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されてお

り、問題となることは無いとの報告を受けております。

5番は若林委員の担当であります。推進員及び生産組合長で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

6番は若林委員の担当であります。推進員とで現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

菊 委 員 新しい議案書の様式について質問ですが、この様式は決定したものでしょうか。

事 務 局 農地台帳システム「フェーズ2」は来年の4月1日から本格稼働となります。新しい様式に慣れていただくため、今月からこの様式のものになりました。

菊 委 員 議案書の様式について、渡人と受人の順序、複数筆の合計欄、農地区分・農振欄等のレイアウトについて変更可能であればより見やすいと思うのですが。

事 務 局 このシステムは全国統一のため、レイアウト変更については困難でございますが、今後、要望として上げてみたいと思います。

会 長 それでは、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することとい

たします。

会 長 続きまして、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから17ページです。

今回は62件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、6～9年が11件、10年が50件です。設定面積は、274,981.00㎡です。

12ページ1番から52番は、農地中間管理機構を通すものであります。53番から59番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

五十嵐委員 中間管理機構への貸し手が亡くなったとき、契約を解約せず更新したい場合はどのような手続きをしたらよいのですか。

事 務 局 農地法3条の届出をして、名義変更をしていただきたい。

大橋委員 中間管理機構との契約は、受け手側が了解しない場合は解約できないこととなっています。契約期間中の解約は貸し手・受け手両方が了解した場合のみです。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決

定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第35号非農地証明書の発行について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第35号非農地証明書の交付についてご説明申し上げます。議案書のページについては、18ページでございます。

1番は、昭和12年に富山県との地上権設定契約によりすでに植林されておりましたが、その植林を伐採し、再度植林を実施する際、農地が存していることが判明したため、申請されたものであります。現地は森林化しており、農地として再生利用することは困難であることを確認しております。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の発行について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書を発行することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第35号非農地証明書の発行について、ご異議なしと認め、原案通り発行することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第33号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について

報告事項第34号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取消しについて

報告事項第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による公売参加買受適格証明書の交付について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第33号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は20ページから24ページです。

今回の受理件数は16件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、1番の一部の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第34号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは25ページから33ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が16件、合わせて19件、面積は合わせて10,114.10㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

27ページ1番、2番は、受理通知日が空欄となっておりますが、1番と2番で一体利用の共同住宅敷地となっており、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

3番は、譲受人が所有する宅地の隣接する農地であり、住宅敷地として届出されたものです。

30ページ11番は、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

32ページ15番については、先月の総会にて譲受人を2人の共有名義で報告しましたが、単独名義にするため、以前の受理の取消し願いと同時で今回届出されたものです。

報告事項第35号農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは42ページです。

報告第34号32ページの15番で説明したとおり、共有名義でなく単独名義であったために取り消したものです。

報告事項第36号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、35ページから41ページです。

解約件数は21件で、解約面積は57,428㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第37号農地法第5条第1項第6号の規定による公売

参加買受適格証明書の交付についてご報告いたします。議案書のページは42ページです。

富山市が実施する富山市□□地内の農地を対象として令和元年10月18日～25日に行われる入札について適格証明書を1件発行しました。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、引き続きまして、協議事項に移らせていただきます。

（1）農業委員の欠員に伴う補充について、事務局より説明願います。

事 務 局 　資料のNo.1をご覧ください。坂田委員の欠員補充に伴う話し合いについてご説明いたします。

9月24日に大沢野地域で、欠員補充についての話し合いが行われました。それを受けて、1名の欠員補充については、農業委員会に必要な要件である「認定農業者が過半数を切った場合」、「中立委員を欠いた場合」、「事務を適切に処理できなくなった場合」に限り、農業委員を任命することが適当であると確認しております。

これについては冊子の「新たな農業委員会制度が始まります」を参照していただければと思います。

10月1日、会長、会長代理の三役に事務局から説明をしております。

10月7日、月次総会後に、茶木委員と三役の話がもたれております。

10月11日、三役と大沢野地域との間で、事務を適切に処理できなくなった場合などについて協議しております。

10月18日、協議の結果、別紙 暫定見直し（案）を作成しております。

これに伴いまして、欠員補充はせずに複数人の農業委員でカバーする形となっています。また、この表を見やすくするため、地図にも記載してあります。

以上です。

会長 ただいま説明がありました農業委員の欠員に伴う補充については、10月24日の運営委員会にて運営委員の同意を得られ、総会に諮ることになりましたが、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問がないようでありますので、事務局の説明どおり、今後の対応としましては、欠員補充はせずに複数の農業委員でカバーすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、(1) 農業委員の欠員に伴う補充については、欠員補充はせずに複数の農業委員でカバーすることといたします。

会長 続きまして、(2) 月次総会等の農業委員欠席時の対応について、私、才木からご説明いたします。

10月の月次総会の際に、中井委員さんの方から月次総会に農業委員が欠席した場合の対応について、提議がありました。

9月の月次総会では欠席された委員の方が多く、総会が成立するかどうか、といった状況でありました。欠席された理由についても、中には農作業が忙しいからという方もおられたと聞いております。

改めて申すまでもなく、農業委員は非常勤の公務員であり、また農業委員会の月次総会については、年間のスケジュールがあらかじめ示されておりますので、議事の審議を行う総会には、原則出席していただくことが基本であります。

このことについて、改めて私の方から徹底していただくよう、皆さんにお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ただ、そうは言いましても、体調の悪い場合や急な冠婚葬祭など、やむを得ず出席できない場合はどうしてもあります。

そうした場合の対応をどのようにしたら良いか、例えば、欠席される農業委員の方が、当日の議案で現地確認の報告などがある場合、これまでは農業委員に代わって事務局から報告を受けていましたが、一緒に現地確認を行った、担当地域の推進委員に代わりに出席してもらって報告していただくという方法。あるいは、報告等がない場合でも、農業委員の方が欠席される場合には、原

則、担当地域の推進委員のどなたかに出席していただくという方法。などが考えられると思いますが、いずれにいたしましても、推進委員の方には議決権はありませんので、農業委員の代理として採決に加わっていただくということはできませんが、内容についての意見を述べていただくことはできます。

どのような対応がいいのか、皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、どなたからでも発言をお願いいたします。

五十嵐委員 過去にも9月総会のように欠席者多数で総会が不成立になりそうになったことはあるのでしょうか。今回が初めてのことであれば、軽々な判断はいかがなものか。

会 長 私の知る限りは、なかったと思います。

五十嵐委員 それならば、私自身、今後欠席することがないようにいたしますので、これまでのやり方を踏襲するのがよろしいのではないかと思います。

北 森 委 員 推進委員が出席しても議決権がないため、ただ意見を述べるだけでは総会の意味がない。農業委員の認識を改め、出席するのが一番よいのではないか。

会 長 農業委員は市長から任命されていることを今一度認識し、出席する努力をしていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和元年度第8回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日はありがとうございました。